

商品概要説明書

定期貯金キャンペーン～2025冬～ ＜期間1年：単利型＞

商 品 名	JA しまね 冬のプレミアム金利定期貯金キャンペーン
ご利用いただける方	個人の方
期 間	定型方式 1年 ※自動継続（元金継続または元利金継続）の取扱いです。
預入方法 （１）預入方法 （２）預入金額 （３）預入資金 （４）預入単位 （５）預入期間	・窓口のみ（※JA 個人ネットバンクおよびATM での預け入れはできません） ・10 万円以上（上限なし） ①ニューマネー（※1）による預け入れ ②当 JA の既存定期貯金からの預け替え（※2） ※1：ニューマネーに該当する資金とは、④キャンペーン期間中に他金融機関からの振込・現金により、当 JA に新たに預け入れられた資金、 ⑤令和7年8月以降の「年金」または「給与」の振込金額が対象となります。 ※2：当 JA の既存定期貯金から預け替えを行う場合は、1 契約につき、契約額の4 割以上のニューマネーを 上乗せする必要があります。 ・1 円単位 ・令和7年12月1日（月）～令和8年2月27日（金）
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
利 息 （１）適用金利 （２）利払頻度 （３）計算方法 （４）税 金 （５）金利情報の 入手方法	①キャンペーン通常金利 年0.55%（税引後 年0.438%）の利率を満期日まで適用します。 ②キャンペーンプレミアム金利（※3）年0.80%（税引後 年0.637%）の利率を満期日まで適用します。 ※3：プレミアム金利は、当 JA に④「年金」または「給与」の振込、⑤投資信託口座を保有、⑥各種ローンのいずれかのお取引のある方が 対象です。なお、期間中に上記④～⑥のいずれかを新たににお取引いただいた方も含みます。 ①②ともに、自動継続後は継続日当日のスーパー定期貯金（預入金額 300 万円未満）・スーパー定期貯金 300（預入金額 300 万円以上）の店頭表示金利を適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1 円として1 年を365 日とする日割計算をします。 ・お受取りになる利息については20.315%（国税15.315%、地方税5%）の分離課税が適用されます。 ※令和19年12月31日までの適用となります。 ・金利については店頭窓口および当 JA ホームページにてご確認ください。
手 数 料	—
付加できる特約事項	・自動継続扱いのものは総合口座の担保に組入れできます。（貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率） ・マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。 ・個人のお客様は通帳レス口座サービス（通帳等の発行に代えて JA バンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯 金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス）がご利用になれます。
中途解約時の取扱い	満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4 位以下切り捨て）により計算した利息とともに払い戻します。た だし、解約日における普通貯金利率を下限とします。 ①預入期間が6 か月未満・・・解約日における普通貯金利率 ②預入期間が6 か月以上1 年未満・・・約定利率×50%
貯金保険制度 （公的制度）	保護対象 当該貯金は当 JA の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51 条の2 に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯 金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3 条件を満たすもの）を除く）と合わせ、元本1,000 万円とその利息が 貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	〔苦情処理措置〕 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 JA 支店または本店金融部金融企画課（電話：0852-67-7741）にお申し 出ください。当 JA では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JA バン ク相談所（電話：03-6837-1359）でも苦情等を受け付けております。 〔紛争解決措置〕 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 JA 金融部金融企画課または JA バンク相談所にお申 し出ください。 ・広島弁護士会（電話：082-225-1600） ・東京弁護士会（電話：03-3581-0031） ・第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588） ・第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249） ・岡山弁護士会、公益社団法人民間総合調停センター（JA バンク相談所を通じてのご利用となりま す。上記 JA バンク相談所にお申し出ください。） 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出につい て、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記 JA バンク相談所または東京三弁護士会に お問合せください。

詳しくはJA しまね各支店窓口にお問い合わせください。

JA しまね